

LPガス販売指針

(取引適正化・料金情報提供の自主ルール)

令和7年1月 第5次改訂

一般社団法人 全国LPガス協会

初	版	平成12年9月	策定
第1次改訂		平成15年4月	改訂
第2次改訂		平成22年6月	改訂
第3次改訂		平成27年3月	改訂
第4次改訂		平成29年3月	改訂
第5次改訂		令和7年1月	改訂

目 次

はじめに	P 1
------	-----

第1章 総論<LPガス販売事業者が守るべき5つの原則>	P 4
-----------------------------	-----

1. 5つの原則
2. 消費者の選択の自由
3. 関係法令の遵守
4. 消費者からの苦情・相談への対応

第2章 取引の適正化	P 6
------------	-----

1. 勧誘・申込みの適正化
2. 勧誘時の注意事項・禁止事項等
3. 契約の締結
4. 自社情報の消費者への提供

第3章 消費配管・ガス機器等に関して契約時に説明すべき事項	P 18
-------------------------------	------

1. これまでの経緯
2. 消費設備に対する営業行為の一部是正
3. 契約・解約時の注意事項
4. 貸付配管の取扱い

第4章 LPガス販売事業者の変更	P 23
------------------	------

1. 解約の通知
2. LPガス料金等の清算
3. 供給設備等の撤去

第5章 料金の透明性の確保	P 26
---------------	------

1. 三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)
2. 料金情報の提供と十分な説明
3. 価格の算定方法
4. 料金情報の積極的な提供

参考資料	P 32
------	------

ＬＰガス販売指針 (取引適正化・料金情報提供の自主ルール)

はじめに

平成９年の液化石油ガス法大改正を契機に、いわゆるブローカー業者（ＬＰガスの顧客を他の販売事業者に媒介又は取り次ぎ等を行う業者）が首都圏を中心に消費者を巻き込んだ契約トラブルを多数発生させるようになりました。

平成１１年６月に公正取引委員会は「ＬＰガス販売業における取引慣行等に関する実態調査報告書」を発表し、競争政策の観点から無償配管の慣行及び不透明な料金体系の是正を指導しました。これを受け経済産業省は、同年１０月に取引適正化・料金透明化に向けた流通アクションプランを発表しました。

これらの指導等を踏まえ、社団法人日本エルピーガス連合会（当協会の前身のひとつ）では、平成１２年９月に取引適正化・料金透明化を内容としたＬＰガス販売指針を業界自主ルールとして策定し、会員のＬＰガス販売事業者に周知・徹底を行いました。

平成１３年７月にはＬＰガス販売事業者の変更に伴うトラブルの防止のため、液化石油ガス法施行規則（省令）の改正「無断撤去の禁止のルール化」がありました。さらに、平成２１年には特定商取引法の改正により消費者保護政策の一層の強化が、平成２２年には独占禁止法の改正により不当廉売等の基準の明確化がなされました。一連の法令改正を受け、当協会ではＬＰガス販売指針を適宜改訂して周知・徹底を行いました。

また、電力の小売全面自由化が平成２８年４月から、都市ガスの小売全面自由化が平成２９年４月からそれぞれ実施されることになり、エネルギー間競争の激化が予想されました。そのような状況下で、個々のＬＰガス販売事業者が消費者から選ばれ続けるためには、一層の取引適正化・料金透明化が必要となることから、平成２７年３月にＬＰガス販売指針の第３次改訂を行い、周知・徹底を図りました。

第４次改訂は平成２９年２月に「液化石油ガス施行規則（省令）の一部改正」と、「同規則の運用・解釈（通達）の一部改正」が公布され、適正なＬＰガス販売の指針として「液化石油ガスの小売営業における取引適正化に関する指針（ＬＰガス小売営業ガイドライン）」の制定を受けて策定いたしました。

経済産業省は、令和５年３月から令和６年５月までの間の資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ（以下、流通WG）の審議を経て、ＬＰガスの料金の透明化及び取引の適正化を図るため、①

液化石油ガス法施行規則の一部改正(令和6年4月2日公布、令和6年7月2日施行、三部料金制の徹底は令和7年4月2日施行、(以下、「改正省令」という。))と、②同規則の運用・解釈(通達)の一部改正(令和6年4月2日公布、令和6年7月2日施行)をするとともに、③適正なLPガス販売の指針として、「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(LPガス小売営業ガイドライン)」の一部改正(令和6年4月2日公布、令和6年7月2日施行)を行いました。

以上を踏まえ、当協会では業界自主ルールであるLPガス販売指針を見直し、第5次改訂版として、再度、周知・徹底を行うことといたしました。LPガスは、国民生活や経済活動に不可欠なエネルギー源といえます。LPガス業界では、2050年カーボンニュートラルに向けて様々な取り組みを行っており、脱炭素とエネルギーの安定供給、経済成長の同時達成の実現を目指すGX(グリーントランスフォーメーション)推進の中、グリーンLPガスの開発も進められていくなど、今後の発展に向けた取り組みが官民一体で行われています。

こうした中、LPガスが消費者から真に信頼され選択され続けるために、全国のLPガス販売事業者の皆様には本指針をご理解の上、的確にご対応いただきますようお願いいたします。

今後もLPガス業界を取り巻く環境などの変化に応じて、LPガス販売指針の見直しを行ってまいりますので、何卒、ご協力をお願いいたします。

【策定・改訂の経緯】

平成12年9月 LPガス販売指針の策定

内容：公正取引委員会からの無償配管の慣行及び不透明な料金体系の是正指導と経済産業省が発表した流通アクションプランに基づき、業界自主ルールとして策定

平成15年4月 LPガス販売指針の1次改訂

内容：液化石油ガス法施行規則(省令)の改正「無断撤去の禁止のルール化」を受けて改訂

平成22年6月 LPガス販売指針の2次改訂

内容：特定商取引法の改正、独占禁止法の改正を受けて改訂

平成27年3月 LPガス販売指針の3次改訂

内容：電力と都市ガスの小売全面自由化に備えて改訂

平成 29 年 3 月 LP ガス販売指針の 4 次改訂

内容：液化石油ガス法施行規則(省令)の改正、同規則の運用・解釈(通達)の改正及び液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(LP ガス小売営業ガイドライン)の制定を受けて改訂

令和 7 年 1 月 LP ガス販売指針の 5 次改訂

内容：液化石油ガス法施行規則(省令)の改正、同規則の運用・解釈(通達)及び液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(LP ガス小売営業ガイドライン)の改正を受けて改訂

令和 7 年 1 月 31 日
一般社団法人全国 LP ガス協会
会 長 山 田 耕 司

第 1 章 総 論

＜L P ガス販売事業者が守るべき 5 つの原則＞

1. 5 つの原則

L P ガスの販売事業が適法・適正に行われるには、次の 5 つの原則が常に守られていなければなりません。

このうちの一つでもおろそかにされれば、その事業活動は適法・適正ではなくなり、遵守することが必要です。

- (1) 消費者のエネルギー選択の自由を尊重すること
- (2) 取引関係(契約の内容と締結)を明確にして、契約の前に消費者に説明すること
- (3) 継続的・安定的にガスを供給する体制が整っていること
- (4) 保安の確保を不断の努力で全うすること
- (5) 料金算定方法などに合理性があり、消費者に説明し、理解されていること

全国の L P ガス販売事業者(以下「販売事業者」という。)が、常に上記の 5 つの原則に留意しながら、コンプライアンス(法令遵守)とコーポレート・ガバナンス(企業統治)を実施し、日々の業務を遂行していけば、消費者や他の販売事業者・異業種事業者とのトラブルも回避でき、また、行政機関からの指摘などを受けることもありません。

消費者から「L P ガスの料金はどうなっているのかわからない。不当に高く買わされているのではないか。」と疑問視されることもあり、販売事業者の変更の際し、配管その他の設備関係の所有権・使用权、経済的価値をめぐって販売事業者間や消費者との間で無用なトラブルを起こしたりしないようにすることが必要です。権利関係を明確にし、販売事業者の変更に当たっての取決めを守ることなどは、L P ガス業界全体に対する国民の信頼を得るために絶対に必要なことです。

言い換えれば、上記 5 原則を守っている販売事業者は「良識のある販売事業者」であると言えます。この 5 原則を義務的なものとして受け止めるのではなく、「良識のある販売事業者」としての信頼を得るための経営上の有力な武器として認識し、積極的に日々不断の努力をしていくべきものと考えます。

2. 消費者の選択の自由

LPガス販売においては、消費者と供給契約を締結した後は、その消費者との取引が継続的・安定的に推移するため、しばしばこの契約関係をあたかも自己の既得権のように誤解する向きがあります。

これは明らかに間違った認識であり、消費者がどのエネルギーを誰から購入するかは、本来自由でなければなりません。特に、2050年カーボンニュートラルに向けて、脱炭素とエネルギーの安定供給、経済成長の同時達成の実現を目指すGX（グリーントランスフォーメーション）推進の中、LPガスが消費者から選ばれるエネルギーになるよう努めなければなりません。

料金問題、配管問題や過大な営業行為などの是正を進めていくために、LPガス業界全体でこのLPガス販売指針（以下「販売指針」という。）に即して日々の業務を推進しましょう。

3. 関係法令の遵守

LPガスの販売は、液化石油ガス法、高圧ガス保安法、特定商取引法、独占禁止法など関係法令を遵守して行われるべきことは言うまでもありません。

したがって、関係法令の規程に関する内容を守らなかった場合には、「違法性」ないしは「不当性」を追究されることがあり、社会的非難を受けることが予想されます。十分に内容を理解するとともに適正に遵守しなければなりません。

すべての販売事業者の経営トップから現場従事者（委託先を含む）までが、この販売指針に沿った行動をするよう積極的に努力しましょう。

4. 消費者からの苦情・相談への対応

消費者との信頼関係を強化し、顧客満足度を向上させることが重要です。

そのためには、消費者からの料金等の相談（苦情・問い合わせ）には誠実に対応し、また、都道府県協会のお客様相談所より相談の連絡があった場合には、販売事業者自らが速やかに、問題解決を図るべく真摯に対応しましょう。

併せて、相談を受けた場合はその記録簿を作成しましょう。

第2章 取引の適正化

販売事業者と消費者との間で訪問販売・通信販売などの取引が行われる際には、「広告」、「勧誘」、「申込み」、そして「契約」が行われます。その活動は、(1)特定商取引法、(2)景品表示法、(3)消費者契約法、(4)独占禁止法、(5)液化石油ガス法により規制されています。

特に、LPGガスの販売契約はほとんどが消費者宅において締結されることから、液化石油ガス法だけでなく、特定商取引法の規制を受けることとなります。

特定商取引法 第2条

- ・「訪問販売」とは、
販売業者または役務提供事業者が、店舗以外の場所(例えば消費者宅)で契約を締結して行う商品・権利の販売または役務(サービス)の提供等をいう。
- ・「通信販売」とは、
販売業者又は役務提供事業者が、インターネット・ダイレクトメール・新聞広告等を利用し、契約を締結して行う商品・権利の販売または役務(サービス)の提供をいう。
- ・「電話勧誘販売」とは、
販売業者又は役務提供事業者が、電話で勧誘し、郵便等を利用し、契約を締結して行う商品・権利の販売または役務(サービス)の提供をいう。

*新規顧客と取引する場合だけでなく、既存の顧客に対する場合でも、ガス機器の販売や役務の提供が特定商取引法の対象になる場合があります。十分注意してください。

1. 勧誘・申込みの適正化

(1) 訪問販売

LPGガスの販売のため消費者宅を訪問した場合は、特定商取引法により次の事項を遵守しなければなりません。

- ① 勧誘の前に、事業者名、勧誘が目的である旨等を明示しなければなりません。
- ② 商品内容、条件を消費者に納得のいくように十分に説明し、理解を得なければなりません。

特定商取引法による罰則規程

不実告知、威迫困惑、重要事項の故意の不告知等に対しては、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(又は併科)が科されるほか、指示及び業務停止命令等の対象となります。

書面交付義務違反(不交付、虚偽記載、不備記載等)に対しては6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金(又は併科)が科せられるほか、指示及び業務停止命令等の対象となります。

主 な 説 明 事 項

- i) LPガス料金(三部料金制)とその算定方法、その他の費用(貸付設備の利用料等)、支払時期、支払方法
- ii) 保安に関する設備とその費用負担
- iii) 契約期間および中途解約の条件
- iv) 保安業務・サービスに関する事項
- v) 保安管理に関する責任分担
- vi) LPガス設備の所有関係
- vii) クーリングオフ制度

- ③ 消費者から申込みを受けたときは、直ちに特定商取引法第4条に定める書面(以下、「申込時書面」という。)もしくは申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子メール等)で交付しなければなりません。

なお、申込時書面を作成するには、消費者の署名、押印が必要になります。

- ④ その後、契約を締結したときは、遅滞なく、特定商取引法第5条に定める書面(以下、「契約時書面」という。)もしくは契約をした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子メール等)で交付しなければなりません。

なお、契約時書面を作成するには、消費者の署名、押印が必要になります。

(2) 通信販売

- ① インターネット、ダイレクトメール、新聞等に広告を掲載する際には、特定商取引法第11条に定める事項(巻末参照)について記載しなければなりません。
- ② 広告スペースの関係で全ての事項を記載できない場合には、広告内に消費者からの請求により、遅滞なく書面又は電子メールで交付

する旨を記載しなければなりません。

- ③ 誇大広告をしてはなりません（特定商取引法第12条）。

(3) 電話勧誘販売

消費者への十分な説明ができないため、電話勧誘販売を行うことは望ましくありません。

◎ 特定商取引法に関する注意事項(申込時・契約時の書面交付)

特定商取引法第4条及び第5条により、訪問販売の場合、消費者から申込みを受けたときには、直ちにその申込みの取引条件の内容を記載した書面(申込時書面)を交付することが義務付けられています。その後、契約を締結したときには、遅滞なく申込時の条件内容を記載した書面(契約時書面)を交付することが義務付けられています。

ただし、申込みを受けた際に、即座に契約締結にまで至った場合は、直ちに契約時書面のみの交付とすることが認められています。

また、消費者の承認を得た場合に限り、上記の書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子メール等)で提供することが認められていますが、その承諾を得る方法や事前説明、提供方法、禁止行為等が政省令で細かく規定されているので注意が必要です。

(注意事項)

契約を締結したときには、特定商取引法第5条に定める契約時書面と液化石油ガス法第14条(以下、「14条書面」という。)に定める書面の2つの書面交付が必要となります。

ただし、契約時書面と14条書面の記載事項はほぼ同様なので、契約時書面の内容を盛り込んだ14条書面のみの交付とすることが認められています。

(参考資料：14条書面ひな型参照)

2. 勧誘時の注意事項・禁止事項等

(1) 特定商取引法上の勧誘規制行為

LPガスの訪問販売の勧誘については、以下の点に注意してください。

① 勧誘に際しての明示義務

訪問販売の勧誘の前に、事業者名、勧誘が目的である旨、商品の種類等を明示しなければなりません。

(不適切な例)

- ・訪問販売に係る契約について、勧誘をするに際し、「〇〇センターです」等と虚偽の名称を名乗ること。
- ・「ＬＰガス料金を無料診断する」等と勧誘する目的と違うことを言うこと。
- ・勧誘員が、保安点検と偽って消費者宅に入り、ＬＰガス料金を聞き出し、契約している販売事業者より安い料金をうたっている販売事業者を紹介すること。

② 不実の告知の禁止

訪問販売の勧誘の際に、事実でないことを伝える行為は禁止されています。

(不適切な例)

- ・訪問販売の勧誘の際に、実際には現販売事業者との間で解約料が発生するにもかかわらず、「解約に伴う費用は一切かからない」旨を告げること。

③ 重要事項の不告知の禁止

当該契約に関して、消費者にとって不利益となる事実があるにもかかわらず、故意に知らせない行為は禁止されています。

(不適切な例)

- ・配管やガス機器等が現販売事業者の所有であり、解約に伴い消費者に利用料が請求される契約であるにもかかわらず、その旨を消費者に故意に知らせないこと。

④ 「威迫して困惑させる」行為の禁止

「契約の締結又は契約の申込みの撤回若しくは解除」を妨げるため、消費者を威迫して困惑させる行為は禁止されています。

(注) 威迫とは、脅迫に至らない程度の人に不安を生じさせる行為

(注) 困惑させるとは、困り戸惑わせる行為

⑤ 再勧誘の禁止

消費者から一度、断られたときは、引き続き又は後日の勧誘はいずれも禁止されています。

(不適切な例)

- ・販売事業者が自らと契約するよう勧誘をした際に、消費者が「販売事業者を替える気はない」旨の意思を表示したにもかかわらず、その場で引き続き勧誘を行うこと。

(2) 独占禁止法の不公正な取引方法

独占禁止法は、事業者による不公正な取引方法を禁止し、事業者間の公正かつ自由な競争により、一般消費者の利益と選択の自由を確保することを目的としています。

① 差別対価

- ・「不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」（独占禁止法第2条第9項第2号）

- ・「独占禁止法第2条第9項第2号に該当する行為のほか、不当に地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること」（不公正な取引方法の告示第3項）

なお、同一販売事業者が異なる地域において、その料金水準を異なるものとするのが合理的な理由の一つになり得る場合があります。例えば、①地域による配送コストや単位消費量の相違②その地域の競争の程度などです。

しかし、いかに競争が激化していたとしても、異なる地域または同一地域において著しく異なる料金水準でLPガスを販売する行為は、不公正な取引方法(独占禁止法違反)に該当する可能性があり、消費者の信頼を損なうものです。

具体的には、その販売の規模、態様、数量およびその価格差などを勘案して判断されます。例えば、ある販売事業者が有力事業者であり、自己の支配が確立されている地域では高価格の料金水準を採用しながら、その他の地域では競争相手を排除するため、採算を度外視した料金水準を採用し他の事業者の事業活動を困難にさせるような場合は、独占禁止法に違反するものと解されます。

② 不当廉売

- ・「正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」（独占禁止法第2条第9項第3号）

- ・「独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為のほか、不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること」（不公正な取引方法の告示第6項）

「不当廉売」とは、正当な理由がないのにコストを下回る価格、つまり通常では供給を継続することができないような低価格を設定することをいいます。

「不当廉売」による顧客の獲得は、企業努力又は正常な競争を阻害し、公正な競争環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから禁止されています。

③ ぎまんの顧客誘引

・「自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること」(不公正な取引方法の告示第8項)

「ぎまんの顧客誘引」とは、価格などの取引条件について、他の販売事業者より著しく有利であると消費者などに誤認させて勧誘することをいいます。

また、他の販売事業者より有利かどうかは、LPガスの価格だけで決まるものではなく、保安面やメンテナンスあるいは将来の供給条件にかかるものも含まれます。LPガスの価格が、他の販売事業者と比べて安いことだけを強調し、その他の条件を説明せず、その他の条件が他の販売事業者と同様であると誤認させ、全体として他の販売事業者よりも取引条件が有利であると誤認させれば、独占禁止法違反となるおそれがあります。

④ 不当な利益による顧客誘引

・「正常な商慣習に照らして不当な利益をもつて、競争者の顧客を自己と取り引きするように誘引すること」(不公正な取引方法の告示第9項)

賃貸物件へのLPガス納入業者の決定に多大な影響力を持つ不動産管理会社や家主に対し、過大な利益を提供して販売事業者の切替えを促すことは、不公正な取引方法に該当するおそれがあります。

(3) 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)

不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)は、事業者の販売価格について一般消費者に実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく有利であると誤認される表示を不当表示として規制しています。

景品表示法第5条

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

1. (略)

2. 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種もしくは類似の商品もしくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

3. (略)

景品表示法を管轄する消費者庁では「不当な価格表示」に関する考え方を次の通り示しています。

① 販売価格に関する表示について

ア 自己の販売価格について、実際の販売価格よりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

イ 自己の販売価格について、競争事業者の販売価格よりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

② 「有利であると一般消費者に誤認される」とは、販売価格が実際と異なって安いという印象を一般消費者に与えることをいう。

「著しく有利」とであると誤認される表示か否かは、一般的に許容される誇張の程度を超えて、商品又は役務の選択に影響を与える内容か否かにより判断される。

以上により、LPガス価格の公表に当たっては、実際には適用されていない料金メニューを、標準的な料金メニュー等として公表した場合には、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)で禁じている不当表示となるおそれがあることに留意が必要です。

(4) 液化石油ガス法上の制限

LPガスの過大な営業行為などを是正するために、液化石油ガス法第16条第2項の規定に基づく「販売の方法の基準」として、新たに設けられたものです。

液化石油ガス法施行規則(省令)第16条第15号の

- 2 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。
- 3 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該施設又は建築物の所有者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。
- 4 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該一般消費者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。
- 5 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該施設又は建築物の所有者等との間で、当該施設又は建築物の入居者である一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した貸与契約等を締結しないこと。
- 6 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等との間で、液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した液化石油ガスの販売契約等を締結しないこと。

① LPガス料金等の情報提供(液化石油ガス法施行規則(省令)第16条第15号の2)

賃貸集合住宅の場合、入居後は事実上販売事業者を変更できないといった実態を踏まえ、入居前にLPガス料金等の情報を入手できるよう、下記の措置を講じる。

- ア 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)
- イ 入居希望者から販売事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け

② 過大な営業行為の制限(液化石油ガス法施行規則(省令)第16条第15号の3~6)

販売事業者が、不動産・建設関係者等に対し、設備貸与や紹介料などの形で過大な利益供与を行うなどの営業行為を抑止するため、下記の措置が講じる。

- ア 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- イ 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、販売事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

このように営業行為の一部が是正される旨が規定されました。入居希望者からのLPガス料金等の情報提供要請に応じる義務及び、過大な営業行為の制限については、液化石油ガス法で罰則の対象となり(30万円以下の罰金)、販売事業者の登録の取り消しも含め、処分の対象となりました。

③ 罰則関係

液化石油ガス法第百条次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定による命令に違反した者
- 一之二 第十六条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条の二第二項、第三十四条第三項、第三十五条の五又は第三十七条の五第三項の規定による命令に違反した者

④ LPガス商慣行通報フォームへの対応

経済産業省資源エネルギー庁は、令和5年12月1日に「LPガス商慣行通報フォーム」を開設しました。今回の制度改正を踏まえ、LPガスの消費者に不利益をもたらすと考えられる商取引に関する情報を受付け、そこに寄せられる情報も踏まえて、LPガスを巡る市場監視を強化していくこととしています。

懸念される行為に接した場合は、個別具体的な情報を通報することが望ましいとされています。

経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

「LPガス商慣行通報フォーム」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgasstsuhoform/index.html

3. 契約の締結

(1) 書面の交付

原則、液化石油ガス法と特定商取引法により、それぞれの書面交付が義務付けられています。

① 液化石油ガス法第14条に定める書面

LPガスの販売契約を締結したときは、14条書面を交付しなければなりません。

《参考として》

周知文書の交付方法(液化石油ガス法施行規則(省令)第27条)で、電磁的方法(電子メール等)を利用することが可能になりました。消費者等に事前に承諾を得る必要があることから、14条書面にその項目を加えました。

14条書面についても同様に電磁的方法(電子メール等)を利用することが可能になりました(液化石油ガス法施行令第5条)。一部再交付(保安業務通知書等)が必要になる際に備えて、事前に承諾を得る項目を加えました。

なお、交付書面への押印は販売事業者において、ご判断ください。

(参考資料：14条書面ひな型参照)

② 特定商取引法第5条に定める契約時書面

訪問販売により契約を締結したときは、申込み時に交付した申込時書面とは別に、契約の内容を明らかにする契約時書面を交付しなければなりません。

ただし、申込みと契約締結が同時に行われるときは、契約時書面の交付のみで済ますことが認められています。

* (再掲)

契約時書面と14条書面の記載事項はほぼ同様なので、契約時書面の内容を盛り込んだ14条書面のみの交付とすることが認められています。

(2) 消費者契約法の事業者への規制

消費者契約法では、事業者の行為により消費者が誤認・困惑して申込み・契約を行った場合、消費者はその契約を取り消すことができます。また、契約解除による違約金の制限があります。

- ① **不実の告知**
消費者に事実でないことを伝える行為は禁止されています。
- ② **重要な事実の不告知**
重要な事実を故意に知らせない行為は禁止されています。
- ③ **断定的判断**
将来の変動が不確実な事項について断定的な判断を提供する行為は禁止されています。
- ④ **不退去**
消費者宅などで退去することを告げられたにもかかわらず退去しない行為(いわゆる押し売り)は禁止されています。
- ⑤ **監禁**
勧誘を受けている場所から退去する旨を告げたにもかかわらず消費者を退去させない行為(いわゆるキャッチセールス)は禁止されています。
- ⑥ **違約金の制限**
契約の解除にともなう違約金の額が事業者が生じる平均的な損害額を超えている場合は、その超えている部分は無効とされています。

4. 自社情報の消費者への提供

(1) 標識のウェブサイトでの掲載

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省令の一部を改正する省令」として液化石油ガス法第7条に定める販売所の標識掲示については、従来の販売所店頭での掲示に加え、令和6年4月1日よりウェブサイト上への掲載が求められることになりました。

ただし、「常時雇用する従業員の数が五人以下である場」もしくは「自らから管理するウェブサイトを有していない場合」は例外となります。

標識の掲示方法について

- ・ 標識のウェブサイト上での掲載は様式に従えば良いので、以下の2つの方法が考えられます。

- ① ホームページにおいて表形式で所定の内容が表示されるように作成する(※記載例)。

② 実際の事業所に掲示されている金看板をデジカメ等で撮影し、その画像をホームページに貼り込む。

- ・ いずれにせよ、標識で有る以上読み取れるサイズで表示されることが必要(画像の場合は明るさなども注意する)。作成においては、スマートフォンやタブレットでの表示を意識する。
- ・ なお、表示義務違反に伴う罰則は20万円以下の罰金となります。

※記載例 液化石油ガス販売事業者証

登録番号 埼玉県50A0000VA

登録年月日 年 月 日

氏名または名称 ○○プロパン株式会社

代表者の氏名 ○○ ○○

販売所の名称 本店及び所在地 埼玉県さいたま市

(2) 取引の適正化・料金の透明化に向けた自主取組宣言の掲示

令和6年4月2日の制度改正を踏まえ、販売事業者は自ら制度改正を遵守することを宣言し、経済産業省資源エネルギー庁が集約しホームページで公表することで、消費者が宣言済みの事業者であるかどうかを知ることが出来るようにする見える化を目的としています。

流通WGの中間とりまとめにおいては、販売事業者による自主的かつ積極的な取組を目的として、自主取組宣言を行うことが求められています。

具体的な宣言内容として、

- ・ 無償貸与や紹介料支払い等の利益供与を行わない等の宣言
- ・ 上記宣言内容を実施する組織体制(社内ルールの整備、研修の実施等)
- ・ 経営トップや現場担当のコミットメント 等

※参考資料：「取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針」参照

第3章 消費配管・ガス機器に関して契約時に 説明すべき事項

LPガスの取引において、下記の経緯を踏まえ『3. 契約・解約時の注意事項』を遵守し、消費者から選ばれるよう努力しなければなりません。

なお、経済産業省が令和6年4月19日に公表された「中間とりまとめ」において、以下のとおり指摘されています。

【いわゆる「貸付配管」という商慣行】

いわゆる「貸付配管」については、消費者によるLPガスの選択機会を阻害する可能性が課題として挙げられます。すなわち、通常であれば不動産会社・建設会社・ハウスメーカー等から消費者に住宅と一緒に引き渡される屋内配管が、不動産会社・建設会社・ハウスメーカー等への過大な営業（配管工事費を無償とする等）により販売事業者の所有物となることで、囲い込み営業の温床となっていると指摘されています。

販売事業者の切替えが抑制されると、事業者間の競争が制限的となり、不透明なLPガス料金につながるといった問題が生じるおそれがあります。また、LPガスの販売契約解約時の貸付配管の精算について、不透明かつ高額な配管費用が違約金として請求された場合、家主たる消費者側が当該違約金の支払を拒否することがあり、訴訟事件も発生しています。

1. これまでの経緯

平成11年 6月 公正取引委員会は、「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査報告書」を発表し、競争政策の観点から『無償配管の慣行』の是正を指導しました。

平成11年10月 経済産業省は流通アクションプランを発表し、『無償配管の慣行』を撤廃すべきとしました。

『無償配管の慣行』とは、販売事業者が配管等の設置費用を負担しているにもかかわらず、そのことを消費者や建物所有者に告知せずにLPガスを供給する慣行一般を指すが、販売事業者の中には、消費者が他の事業者からLPガスの供給を受けようとした際、配管等の所有権があるとして、他の事業者からの供給を妨げた事例がありました。

このため、無償配管の慣行は消費者とのトラブルを招くおそれがあるだけでなく、業界全体の信用を損ねることとなるため、撤廃を周知徹底しました。

平成12年 9月 当協会は「LPガス販売指針」を業界自主ルールとして策定し、“いわゆる無償配管の慣行”の撤廃を周知徹底しました。

その結果、いわゆる無償配管の慣行は無くなりました。

平成29年 2月 経済産業省の取引適正化指針制定内容は以下のとおりです。

- ①標準的な料金メニュー及び月額料金例の公表
- ②一般消費者等が支払うこととなる費用に係る記載事項の説明
- ③料金の値上げ及びその理由の事前通知
- ④一般消費者等からの苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理

平成29年 3月 当協会は取引適正化指針の制定を受け、「LPガス販売指針」の第4次改訂版を発行しました。

その後、販売事業者と不動産会社・建設会社・ハウスメーカー・建物所有者等との間で貸付配管、ガス機器等の無償貸与などにより、入居者たる消費者が不透明で高いLPガス料金を受け入れざるを得ない状況が大きな問題として取り上げられるようになりました。

これを受けて、令和5年3月から流通WGにおいてその対策の法制化が議論されてきました。

令和 6年 4月 経済産業省はLPガスの営業行為の一部の是正に向けた対応として液石法施行規則(省令)の公布が行われ、さらに流通WGにて議論された中間とりまとめを公表しました。

令和 6年 7月 経済産業省は液化石油ガス法律施行規則(省令)、同規則の運用・解釈通達及び液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(取引適正化ガイドライン)に関する意見公募手続の結果について発表し、制度改正の考え方を示しました。

令和 7年 4月 三部料金制の義務化

- ①設備費用の外出し表示をすることになりました。
- ②ガス消費に関係ない設備費用の計上を禁止しました。

2. 消費設備に対する営業行為の一部是正

貸付配管については、販売事業者の切替えを抑制するおそれがあり、これにより販売事業者間の競争が制限され、不透明なLPガス料金、家主たる消費者とのトラブルといった問題が生じるおそれもあります。

経済産業省は、今回の営業行為の一部の是正に向けた望ましい方向性として、業界全体で長年続いてきた、いわゆる無償貸与や紹介料の支払いといった利益供与行為については、過大かどうかには拘わらず、一切行わない方向で取り組むことを期待しています。

併せて、経済産業省は、過大な営業行為の制限や三部料金制の徹底による設備費用の外出し表示・明確化といった制度改正により、一定の改善を期待しており、消費者のLPガスの選択機会を阻害する可能性は引き続きあり得るとし、今後の新規契約においては、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことを期待しております。

3. 契約・解約時の注意事項

(1) 事前説明すべき事項

国の審議会である流通WGにおいて、賃貸住宅における取引が不透明であり改善するよう、これまで指摘されてきました。

また、国交省が平成28年3月31日付通達で(公社)全日本不動産協会、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会及び(公社)日本賃貸住宅管理協会に対して、賃貸型集合住宅の入居予定者にLPガス販売事業者名及び連絡先の情報を提供することが指導されました。

さらに、経済産業省から令和3年6月1日付において、販売事業者が自らLPガスを供給しようとしている新築の賃貸住宅及び既に供給している賃貸住宅において、集合物件に対する当該物件の販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある「LPガス料金表」等により予め賃貸住宅を管理している所有者又は不動産管理会社に情報提供するよう周知依頼がありました。

その後、経済産業省から令和6年2月29日付において、上述の内容について再度周知徹底の依頼がありました。

消費者庁においては、令和6年6月に消費者に対して、賃貸住宅の賃貸借契約を締結する前に、LPガス料金等の情報の確認を行うよう周知されております。

入居予定者(もしくは入居希望者)から直接販売事業者へ問い合わせがあった場合には、下記の事項について説明することが義務付けられました。(改正省令第16条第15号の2)

- ① 当該物件のLPガス料金は三部料金制であることを説明し、消費配管や機器等の費用を請求することは出来ません。
また、「所有権」が誰にあるかを説明します。賃貸住宅においては、消費配管等をLPガス料金として費用計上することは適切ではないことから、設備料金は「該当なし」もしくは「0円」とする必要があります。
- ② 「ガス漏れ警報器(以下、「LPガス警報器」という)、「リース機器」がある場合は、その金額及び徴収方法と期間を説明する必要があります。
- ③ 建物所有者の同意を得ずに切り替えることはできないことについて説明する必要があります。

(2) 14条書面交付時に説明すべき事項

14条書面を交付する際は、その内容を説明することは当然ですが、特に、下記の5項目については、トラブル防止のため説明を受けた旨を消費者等の署名を付した書面等により確認しましょう。

液石法施行規則(省令)第13条第5号から第9号

第5号 液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明

第6号 供給設備及び消費設備の所有関係

第7号 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法

第8号 液化石油ガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法(当該消費設備の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。)

第9号 消費設備に係る配管について、液化石油ガスの販売契約解除時に液化石油ガス販売事業者から一般消費者等に所有権を移転する場合の精算額の計算方法(当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。)

(3) 契約解除時の扱い

将来、契約解除の申し出があった場合には、販売事業者が所有する消費配管や機器等は、原則、適正な対価として14条書面に記載の清算方法で所有権を移転しなければなりません。

4. 貸付配管の取扱い

平成12年のLPガス販売指針の策定以前の消費配管は、①貸付配管の慣行によるものであることが明確なもの、②貸付配管の慣行によるものであるか否か不明確なもの、③消費配管が販売事業者の所有であることを明確にしてあるもの(貸付配管)に分けて対応する必要があります。

(1) 貸付配管の慣行によるものであることが明確なもの

消費配管の所有権は明確に消費者に帰属していますので、利用料の請求や買取り請求はできません。

(2) 貸付配管の慣行によるものであるか否か不明確なもの

原則、販売事業者には所有権がなく、利用料の請求や買取り請求はできないものと解されます。

(3) 消費配管が販売事業者の所有であることが明確なもの(貸付配管)

消費者又は建物所有者との間で合意され、いわゆる14条書面等において、利用料や中途解約の条件等が記載されている場合は、消費者に対して、その費用を請求することが出来ます。そうでない場合は、請求することはできません。

第4章 L Pガス販売事業者の変更

液化石油ガス法施行規則(省令)第16条第16号で「供給設備の無断撤去の禁止のルール」が定められています。

消費者の意向を重視し、適正な取引と事業者の変更を円滑に行うためにも、現在LPガスを供給している販売事業者(以下「現販売事業者」という。)や、新たにLPガスを供給する販売事業者(以下「新販売事業者」という。)は、共に法令や本指針を守りましょう。

これまでは、販売事業者が自社の従業員に勧誘させる場合のみならず、外部の事業者(個人を含む)に勧誘行為を委託する場合等についても、本指針に沿って責任を持って対応するよう求めてきました。

今回の制度改正では、販売事業者の切替え営業を代行する事業者等による営業行為が問題となったときは、その責任は販売事業者自身が負うこととなりました。(罰則あり)

1. 解約の通知

(1) 消費者の自由な意思の尊重

LPガス供給契約の解約は、消費者の自由な意思に基づき行われるものであり、原則として消費者自身により現販売事業者に解約を通知します。

消費者自身の自由な意思とは、
不公正な勧誘などの影響を受けることなく、自主的に判断して、
消費者の自己責任により決定されるものです。

(2) 消費者から委任された場合

- ① 新販売事業者が代理人として委任された場合は、委任状に則って行う必要があります。
- ② 現販売事業者は、消費者本人が自由な意思に基づき作成した委任状であることを確認する必要があり、新販売事業者はこれを妨げてはなりません。
- ③ 新販売事業者は、その委任行為が正当なものであることを現販売事業者に対して証明する必要があります。

2. LPガス料金等の清算

現販売事業者は、未払い料金及び消費設備^{*}等の清算は、14条書面等に記載された方法により行います。

なお、14条書面等において配管等の所有関係・清算額の計算方法等を明記しなかった場合、消費者に貸付配管等の清算金を請求できません。

^{*}賃貸住宅(アパート、マンションや戸建)における入居者との間では消費設備の清算はありません。なお、建物所有者等については、第2章2.(4)に記載のとおりです。

3. 供給設備等の撤去

供給設備等の撤去は、原則として所有者である現販売事業者が自ら行います。新販売事業者は、供給に先立ち、現販売事業者と保安の引継ぎをします。新販売事業者は液化石油ガス法上の義務を履行し、保安の確保に万全を期するように努めましょう。

(1) 1週間ルール

現販売事業者は、消費者から契約解除の申し出があった場合、撤去が著しく困難である場合やその他正当な事由がない限り、原則1週間以内に供給設備を撤去する必要があります。(液化石油ガス法施行規則第16条第16号及び通達)

[例示1] 撤去が著しく困難な場合とは、次のような物理的に撤去が困難である場合が該当します。

- ① 小規模導管供給の場合(集合住宅への供給も含む)
- ② 業務用への供給の場合(相当規模のもの)
- ③ バルク供給による場合 など

[例示2] その他正当な事由とは、次の場合が該当します。

- ① 契約解除の際に清算されるべき清算額(未徴収のLPガス料金、設備貸与料金等を含めた清算額)の支払いと供給設備の撤去は同時にするとの契約条項がある場合
- ② 消費者が料金(未徴収のLPガス料金、設備貸与料金等)の支払いを不当に遅らせている場合など

(注1) 上記事由が解消された場合には、速やかに供給設備等を撤去しないと法令違反となります。

(注2) 供給設備の撤去の手続きを故意に遅延させることは法令違反と

なります。

(注3) 賃貸住宅(アパート、マンションや戸建)における入居者との間では消費設備の清算はありません。なお、建物所有者等については、第2章2.(4)に記載のとおりです。

(2) 無断撤去の禁止

新販売事業者は、解約の申し出があってから、原則1週間が経過するまでは、その供給設備を撤去できません。また、1週間を経過した場合でも、新販売事業者が自らの判断により一方的に供給設備を撤去することは法令違反となります。

よって、新販売事業者は、現販売事業者の所有する供給設備の撤去について、消費者または新販売事業者の判断だけで行えるかのような印象を与えるなど、不当な方法による切替えを消費者に勧めることはできません。

(3) 供給設備の撤去費用の請求

現販売事業者は、14条書面等に基づいて、供給設備の撤去に要する費用を適正に算出して、消費者に請求することができます。

(4) 同時履行の実施

14条書面等に同時履行が明記されている場合、販売事業者の変更にともなう諸費用の清算と供給設備の撤去は、同時に行うことができます。

(5) 買取りの協議

販売事業者の変更にあたり、現販売事業者は、14条書面等に基づいて、撤去が困難な供給設備の買取りを協議することができます。

(6) 有資格者による撤去

LPガス設備の取外し等は、液化石油ガス設備士が行わなければなりません。また、設備等を取外すときは、容器のバルブを確実に閉止するなど安全を確保するように努めましょう。

(7) 賃貸住宅における留意点

賃貸住宅(アパート、マンションや戸建)の賃貸物件の賃貸借契約には、様々な特約事項が規定されている場合がありますので、留意しましょう。

配管等の所有者が誰であるかにかかわらず、LPガスを消費しLPガス料金を支払うのは入居者となりますので、LPガスの供給や変更に当たっては、入居者の意向を十分に尊重するとともに、関係法令や賃貸借契約の内容に留意しましょう。

第5章 料金の透明性の確保

1. 三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)

販売事業者は、消費者に対してLPガス料金を請求するときは、三部料金に整理した上で、その算定根拠を通知しなければなりません(設備費用の外出し表示)。

今回の制度改正は、不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化していく趣旨から行われました。

液化石油ガス法施行規則(省令)第16条第15号の

- 7 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。
- 8 一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。
- 9 液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。

消費者に不透明なかたちで、LPガスとは関係ない費用等がLPガス料金として上乗せ回収されている現状を是正するため、下記のとおり対応することとなりました。

- ① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制(設備費用の外出し表示)の徹底
- ② 電気エアコンやインターホン、Wi-Fi機器、宅配ボックス等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止

- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス機器等の消費設備費用についても計上禁止

(注) 上記①は新規契約・既存契約ともに適用されます。上記②及び③は新規契約のみ適用されます(既存契約は早期移行努力義務です)。

三部料金制の徹底については、令和7年4月1日までに締結済みのLPガス販売契約(既存契約)は、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されませんが、設備費用を外しすることが義務付けとなります(液化石油ガス法施行規則(省令)附則第2条)。

消費者利益を確保する観点から、新制度に対応したLPガス料金へ速やかに見直していくよう努めましょう(液化石油ガス法施行規則(省令)附則第3条)。

2. 料金情報の提供と十分な説明

LPガス販売契約は、継続的にLPガスを供給する契約です。LPガスという「商品」を売買する契約ですから、LPガスがどのような商品であり、その金額が「いくら」なのかが契約の最も重要なポイントとなります。

液化石油ガス法は、LPガスの供給を開始する際に14条書面等で、「価格の算定方法」※算定の基礎となる項目等の説明を義務付けています。

この義務を履行し、かつ、消費者とのトラブルを防止するためには、14条書面等の交付と同時に、消費者に「価格の算定方法」を含んだ「料金表」を交付しなければなりません。料金を変更する際も「料金表」を再交付しなければなりません。

※「価格の算定方法」とは・・・

液化石油ガス法通達により、その価格の計算方法
(「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量＋設備料金」等)のことであると記述されています。

なお、料金を変更する場合(価格を下げる場合や輸入価格による料金の変更の際の通知を契約した場合を除く)は価格が適用される1ヶ月前※までに通知してください。

※価格が適用される1ヶ月前とは、変更料金が適用される消費開始日から1ヶ月前までに通知することを言います。(実質2ヶ月前)

また、特定商取引法においても、訪問販売などでの申込み受付時や契約の締結時には、料金、支払い時期、支払い方法などの契約内容に関する重要事項を書面又は電磁的方法(電子メール等)で消費者に交付することが義務付けられていま

す。

《望ましい行為として》

令和7年4月1日時点で締結済みのLPガス販売契約(既存契約)については、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されませんが、設備費用を外出することが義務付けとなります(液化石油ガス施行規則(省令)附則第2条)。

消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応したLPガス料金へと速やかに見直していくことが望ましい(液化石油ガス施行規則(省令)附則第3条)。

3. 価格の算定方法

販売事業者は、消費者にLPガス料金の内容を説明し、その理解を得られるようにしなければなりません。そして、自社の価格の算定方法と原価について、明確な認識を持つことが求められており、令和7年4月2日からは三部料金制が義務付けられます。

基本料金、従量料金及び設備料金がいくらであることを認識しておくだけでは足りません。基本料金、従量料金及び設備料金は何を基準にして設定しているかという点も十分に理解しておきましょう。

【例示1】三部料金制とは、

基本料金、従量料金及び設備料金の三部構成により設定されている料金制度であり、内容的には次のように設定されています。

基本料金：ガスの使用量とは関係なく、ガスの安定供給のため固定的に発生する経費をもって構成されています。一般的には容器・自動切替装置・ガスメータなどの供給設備の償却費、賠償責任保険料、設備の点検などの保安管理費、検針・集金などの管理費用などで構成されています。

専ら保安上必要なLPガス警報器の費用については、基本料金に計上しても差し支えないとされています。

従量料金：ガスの使用量に応じて発生する経費をもって構成されています。一般的には仕入代金、配送費、販売などのための経費などで構成されています。

設備料金：基本料金と従量料金の他に、配管・ガス消費に関連する器具等の貸付料金等で構成されています。

専ら保安上必要なLPガス警報器の費用については、設備料金に計上しても差し支えないとされています。賃貸住宅の入居者

には「該当なし」もしくは「0円」と記載します。

なお、配管・ガス消費に関連する器具等を建物所有者等に貸し付ける場合には、過大な営業行為に該当するおそれがあります。

〔例示2〕最低責任使用料金制とは、

毎月、一定のガスの使用量(最低責任使用量)まで定額とする料金体系です。それを上回る使用量については、従量料金を加算していく料金制度です。

今回の制度改正により三部料金制へ移行していくことが求められています。

〔例示3〕原料費調整制度とは、

LPGガスの輸入価格や為替レートにより原料費が変動することから、それに合わせて一定期間ごとに従量料金を調整する制度です。

なお、経済産業省によれば、本制度を採用している場合には、変更後の販売価格が適用される日の前までに通知する必要があるとされています。ただし、販売契約の際に輸入価格の変動がそのまま販売価格の変更に直結する旨の明示が求められます。

4. 料金情報の積極的な提供

消費者の理解を得るためにも、LPGガス料金情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。賃貸住宅については消費者と当該物件の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、消費者に対し、直接又は、その所有者、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じてLPGガス料金情報を提供するよう努めなければなりません。なお、価格を改定する際にも、遅滞なくLPGガス料金情報を提供するよう努めなければなりません。(努力義務)

ただし、賃貸住宅の入居者(入居希望者)からの直接問い合わせがあった場合には、その当該物件のLPGガス料金を提示しなければなりません。(罰則あり)

なお、価格を改定する際にも、適用される消費開始日から1ヶ月前までに通知しなければなりません。

※価格が改定される適用される1ヶ月前とは、変更料金が適用される消費開始日から1ヶ月前までに通知することを言います。(実質2ヶ月前)

(1) 料金表の作成と交付

- ① 契約締結時に14条書面とともに消費者に交付するLPGガス料金表には、価格の算定方法を明記しましょう。

基本料金〇〇〇〇円、従量料金1立方メートル当たり〇〇〇円、
設備料金〇〇〇円※

※賃貸住宅においては「該当なし」もしくは「0円」とする必要があります。

- ② 料金水準を定期的に見直し、価格を改定する際には、適用される消費開始日から1ヶ月前(実質2ヶ月前)までに消費者に対し検針票又は請求書等により、変更後の料金及び変更の理由を通知しましょう。
(変更前の販売価格と変更後の販売価格が比較できるようにした上で、変更後の販売価格の文字の大きさや文字色等を変えることにより、容易に判別できるよう記載しましょう。)

(2) 情報提供の手段・方法

① 標準的な料金メニュー等の公表

販売事業者は、自社の標準的な料金メニュー及び平均的な使用量に応じた月額料金例を公表しましょう。

また、消費者等からの問い合わせ等があった場合には、その標準的な料金メニュー等により説明しましょう。

なお、賃貸住宅の入居者(入居予定者)からLPガス料金の問い合わせの要請があった場合には、その当該物件のLPガス料金を提示しなければなりません。(罰則あり)

② 公表の方法

標準的な料金メニュー等の公表に当たっては、店頭の見えやすい場所に掲示しましょう。

また、自社のホームページを有する販売事業者は、そのホームページに掲載するよう努めましょう。

③ 料金内訳の明記

請求書等に基本料金・従量料金及び設備料金などの内訳を明記しなければなりません。

また、省エネが叫ばれていることから、当月分の使用量と前年同月の使用量を比較する観点から、前年同月の使用量を請求書・領収書・検針表などに記載するよう努めましょう。

(3) 石油情報センターのモニター価格調査への協力

石油情報センターのモニター価格調査は、経済産業省委託事業として実施しているもので、全国のLPガス価格の実態を客観的に明らかにするための重要な指標となっています。

このモニター調査に協力している販売事業者は、回答に際しては最も利用者の多い料金表に基づき回答するよう努めましょう。

(4) 保安サービス等に関する情報提供

現在の家庭用LPガスは品質では全くといっていいほど優劣はありません。従って、他の販売事業者との競争は料金だけということになりかねません。

しかし、実際の消費者は、料金だけではなく保安やその他のサービスを含めて販売事業者を選択します。

そのため、自主的に保安点検を行い、消費者の安全を確保するとともに、ガス切れの恐れもチェックして安定供給に努め、いつでも速やかに対応できる体制を有するというような価格以外のサービスについても消費者に十分に説明することが重要です。

消費者は、それらを販売事業者の価値として認めていただけるはずで、販売事業者がこのようなサービスを怠っていると、消費者は料金だけの比較で販売事業者を選択することになってしまいかねないので、不断の努力が大切です。

保安業務を委託している販売事業者におかれましては、委託先との契約内容や消費者からの緊急連絡先の確認等を日頃から行うことが保安サービスの充実に繋がります。

参 考 資 料

1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を公布
2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律「改正省令」の概要
3. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(新旧対照表)
4. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準(新旧対照表)
5. 商慣行適正化に向けた行動指針
6. 14条書面ひな型 案

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を公布しました

2024年4月2日

▶エネルギー・環境

経済産業省は、本日、LPガスの商慣行是正に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を公布しました。

本件の概要

経済産業省は、本日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を公布しました。

本省令は、法第16条第2項の規定に基づく「販売の方法の基準」として、LPガスの商慣行を是正するための新たな規律を設けるものです。

主な改正事項

(1) 過大な営業行為の制限

LPガス事業者が、不動産・建設関係者等に対し、設備貸与や紹介料などの形で過大な利益供与を行うなどの営業行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

1. 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
2. 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

(2) 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

消費者に不透明なかたちで、LPガスとは関係ない費用等がLPガス料金として上乗せ回収されている現状を是正するため、下記の措置を講じる。

1. 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底
2. 電気エアコンやインターホン、Wi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
3. 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

（注）上記1は新規契約・既存契約ともに適用。上記2及び3は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。

(3) LPガス料金等の情報提供

賃貸集合住宅の場合、入居後は事実上LPガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、入居前にLPガス料金等の情報を入手できるよう、下記の措置を講じる。

1. 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）
2. 入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け

施行時期

上記（1）及び（3）：2024年7月2日施行



上記（2）：2025年4月2日施行

詳細については、関連資料の改正省令及び概要資料をご参照ください。

本省令を契機として、LPガス事業者、不動産・建設業者などの関係者において、これまでの商慣行を是正する取組を進めていくことを求めます。

当省としても、本省令による改正事項の実効性を確保すべく、関係省庁とも連携しつつ、違反行為の取り締まり等、市場監視を強化し、LPガスが消費者から信頼されるエネルギーとなるよう取り組んでまいります。

関連資料

- [新旧対照表（PDF形式：92KB）](#) 
- [改正省令の概要（PDF形式：646KB）](#) 

液化石油ガス法「改正省令」の概要（2024年4月2日公布）

過大な営業行為の制限

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（2024年7月2日）施行。

- 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止（改正省令第16条第15号の3、4）
- 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替を制限するような条件付き契約締結等の禁止（改正省令第16条第15号の5号、6号）

三部料金制の徹底 (設備費用の外出し表示・計上禁止)

⇒ 改正省令の公布から1年後（2025年4月2日）施行。

- 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底（改正省令第16条第15号の7）
- 電気エアコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止（改正省令第16条第15号の8）
- 賃貸向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止（LPガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、従量料金、設備料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載）（改正省令第16条第15号の9）

（注）施行時点における消費者との液化石油ガス販売契約（既存契約）については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示（内訳表示の詳細化）を求める（改正省令附則第2条）。その上で、新制度への早期移行を促していく。（改正省令附則第3条）

LPガス料金等の情報提供

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（2024年7月2日）施行。

- 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）（改正省令第16条第15号の2）

（注）入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることが必要（義務づけ）（同上）

※「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」等義務にかかる規律については、罰則規定のある条文に位置づける。

【参考】改正法令の実効性確保のための方策

	改正法令施行前	改正法令施行後	効果検証
2023年12月1日、 エネ庁HPに通報フォーム (匿名可)を開設			
過大な営業行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 商慣行見直しに向けた取組宣言（※1） ● 監視・通報体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等 ● LPガス事業者に対するフォローアップ調査 ● 違反の疑いがあった場合は立入検査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公開モニタリング (WG、地方懇談会等) ⇒ 以下の内容を確認・議論し、改善につなげる ✓ 通報フォーム情報を集約・構造化した内容 ✓ 「商慣行見直しに向けた取組宣言」の取組状況 ✓ 大手事業者による商慣行是正に向けた取組状況（公開ヒアリング等） ✓ フォローアップ調査の結果 ✓ 省庁間連携の取組状況など
三部料金制の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● LPガス事業者・不動産事業者への制度改正の周知 ● 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等 ● 通常の立入検査時に実施状況を確認 	
LPガス料金等の情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ● LPガス事業者に対するフォローアップ調査（三部料金制の適用割合の公表を検討） 	
関係省庁・団体等との連携		<ul style="list-style-type: none"> ● LPガス事業者・不動産事業者に対する継続的なフォローアップ調査 ● 通常の立入検査時に実施状況を確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係省庁（国土交通省、消費者庁、公正取引委員会等）との連携 ● 消費者委員会においてWGにおける取組状況を報告 ● LPガス地方懇談会（消費者団体、LPガス事業者、関連団体、行政、学識経験者が一堂に会し意見交換等を行うことで、相互理解を深める会議体。毎年全国9ブロックで開催。）を活用した機運の醸成 		

※1 商慣行見直しに向けた取組宣言：各LPガス事業者自らが改正制度を遵守することを宣言し、それをエネ庁が集約しHPで公表することで、消費者が宣言済みの事業者であるかどうかを知ることができるように見える化

※2 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築：大手事業者をはじめ、改正制度の施行を待たず早期に対応できる事業者に対して、三部料金制への移行を促す

○経済産業省令第三十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第十六条第
二項の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する
省令を次のように定める。

令和六年四月二日

経済産業大臣 齋藤 健

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の
一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲
げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(販売の方法の基準)

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇十四 「略」

十五 第十三号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスであつて消費されないものは、一般消費者等の不在その他やむを得ない事情がある場合を除き一般消費者等の立会いの下に質量により計り、その質量に応じた適正な価格で引き取ること。

十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しよ

(販売の方法の基準)

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇十四 「略」

十五 「略」

〔新設〕

うとする一般消費者等と消費設備が設置され
た又は設置される施設又は建築物の所有者と
が異なる場合において、当該一般消費者等と
当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸
借契約が締結される前に、当該一般消費者等
に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金
表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所
有者等を通じて当該料金表等を提示するよう
努めること。

十五の三 液化石油ガスの販売契約を締結しよ
うとする一般消費者等と消費設備が設置され
た又は設置される施設又は建築物の所有者と
が異なる場合において、当該一般消費者等と

〔新設〕

液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該施設又は建築物の所有者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

十五の四 液化石油ガスの販売契約を締結しよ

うとする一般消費者等と消費設備が設置され
た又は設置される施設又は建築物の所有者と
が同一である場合において、当該一般消費者
等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結さ
せることを目的として、当該一般消費者等に
対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しな
いこと。

十五の五 液化石油ガスの販売契約を締結しよ

〔新設〕

〔新設〕

うとする一般消費者等と消費設備が設置され
た又は設置される施設又は建築物の所有者と
が異なる場合において、当該施設又は建築物
の所有者等との間で、当該施設又は建築物の
入居者である一般消費者等が液化石油ガス販
売事業者を変更することを制限するような条
件を付した貸与契約等を締結しないこと。

十五の六 液化石油ガスの販売契約を締結しよ
うとする一般消費者等と消費設備が設置され
た又は設置される施設又は建築物の所有者と
が同一である場合において、当該一般消費者
等との間で、液化石油ガス販売事業者を変更
することを制限するような条件を付した液化

〔新設〕

石油ガスの販売契約等を締結しないこと。

十五の七 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。

十五の八 一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る

十五の二 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。

〔新設〕

費用として請求しないこと。

十五の九 液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。

〔新設〕

十五の十 新たに一般消費者等に対し液化石油ガスを供給する場合において、当該一般消費者等に液化石油ガスを供給する他の液化石油ガス販売事業者の所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から当該液化石油ガス販売事業者に対して液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと。ただし、当該供給設備を撤去することについて当該液化石油ガス販売事業者の同意を得ているときは、この限りでない。

十六〜二十三 「略」

十五の三 「略」

十六〜二十三 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十六条第十五号の七から第十五号の九までの改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

第三条 液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用及び解釈の基準について」（平成09-03-17 資庁第1号）
 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分、二重傍線部分は新設部分）

改 正 後	現 行
<p>第13条（書面等の記載事項）関係</p> <p>1. 第5号中「価格の算定方法」とは、どれだけの量の液化石油ガスを使用した場合に、どれだけの価格を請求されるか、その価格の計算方法（例えば、「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量＋設備料金」等）のことである。なお、液化石油ガスと他の商品や役務をセットにして販売する場合でも、液化石油ガス料金の額の算定方法について記載する必要がある。ただし、この場合において、セット販売による割引が液化石油ガス料金と他の商品や役務の料金との合計額に適用されるなど、割引額の液化石油ガス料金への配分金額を明示することができないときは、これを記載する必要ではない。</p> <p>「算定の基礎となる項目」とは、規則第16条第15号の7に規定する消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用等、計算の基礎となる金額に相応する項目のこと（例えば、基本料金：〇〇円、従量料金：1㎡当たり〇〇円、設備料金：〇〇円等）。</p> <p>なお、例えば戸建て（建物所有者と一般消費者等が同一である場合）において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により、消費設備に係る配管、給湯設備その他の建物に付随する消費設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。ただし、液化石油ガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合には、第8号に基づき別途記載してもよい。</p> <p>「算定の基礎となる項目」とは、基本料金・従量料金・設備料金に、ポンペ・メーター等が利用する費用が含まれるか（例えば、基本料金には、ポンペ・メーター等が利用する費用を含まない。）</p>	<p>第13条（書面の記載事項）関係</p> <p>1. 第5号中「価格の算定方法」とは、どれだけの量の液化石油ガスを使用した場合に、どれだけの価格を請求されるか、その価格の計算方法（例えば、「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量」等）のことである。なお、液化石油ガスと他の商品や役務をセットにして販売する場合でも、液化石油ガス料金の額の算定方法について記載する必要がある。ただし、この場合において、セット販売による割引が液化石油ガス料金と他の商品や役務の料金との合計額に適用されるなど、割引額の液化石油ガス料金への配分金額を明示することができないときは、これを記載する必要ではない。</p> <p>「算定の基礎となる項目」とは、一定使用量（1㎡等）毎に請求する額、使用量の如何に係わらず請求する額等、計算の基礎となる金額に相応する項目のこと（例えば、基本料金：〇〇円、従量料金：1㎡当たり〇〇円等）。</p> <p>なお、例えば賃貸集合住宅等において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により、給湯設備、空調設備その他の建物に付随する設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。ただし、液化石油ガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合には、第8号に基づき別途記載してもよい。</p> <p>「算定の基礎となる項目」とは、基本料金・従量料金・場合により、その他の設備の利用料等）等にはどのような費用が含まれるか（例えば、基本料金には、ポンペ・メーター等の固定費を回収するものである等）についての簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。ただし、基本料金又は従量料金に上記なお書きに記載されている設備等の費用が含</p>

<p>一タ一等の固定費を回収するものである等)についての簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。</p> <p>2. ～4. [略]</p> <p>第16条 (販売の方法の基準) 関係</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 第15号の2中「<u>液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合」とは、主に賃貸集合住宅の場合のこと。第15号の3、第15号の5及び第15号の9において同じ。</u></p> <p><u>本規定は、一般消費者等と賃貸集合住宅の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、賃貸集合住宅の所有者や管理会社等を通じて、当該賃貸集合住宅の液化石油ガスの供給に係る料金表等が一般消費者等に対して提示されるようにすることを液化石油ガス販売事業者の努力義務としている一方で、一般消費者等から直接当該賃貸集合住宅の液化石油ガス料金の情報提供等の要請があった場合は、液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示することを義務づけるものである。</u></p> <p>3. 第15号の4中「<u>液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合」とは、主に戸建て(一般消費者等が所有する物件)の場合のこと。第15号の6において同じ。</u></p> <p>4. 第15号の7に基づき、一般消費者等に液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用(以下「<u>液化石油ガス料金等</u>」という。)を請</p>	<p>まれている場合には、どのような設備等の費用が含まれているのか及び基本料金・従量料金に含まれている当該設備等の月額費用の概算額(合計額)を記載すること。</p> <p>2. ～4. [略]</p> <p>第16条 (販売の方法の基準) 関係</p> <p>1. [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>2. 第15号の2に基づき、一般消費者等に液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その算定根拠を当該一般</p>
--	---

求るときには、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その算定根拠を当該一般消費者等に通知することとされているが（基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制）、ここでいう算定根拠には、法第14条に基づき当該一般消費者等に交付した書面等に記載されている規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目」ごとの金額及び液化石油ガスの使用量並びに同条第8号に定める消費設備に係る費用の額を記載すること。

一般消費者等に対する算定根拠の通知は、当該一般消費者等に液化石油ガス料金を請求することと通知する必要がある。

また、一般消費者等に算定根拠を通知する方法については、原則として請求書の書面等に記載して通知することとするが、一般消費者等が書面等以外の方法により通知することを承諾した場合には、当該承諾した方法（口頭による通知を除く）により通知することとする。なお、一般消費者等が書面等以外の方法により通知することを承諾した場合には、液化石油ガス販売事業者は、その旨を記載した書面等に当該一般消費者等の認印を貰う等、客観的に認識できる方法により確認を行うことが必要である。

5. 第15号の8中「消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外」とは、液化石油ガスに係る消費とは関係のない空調等の設備の設置等の費用のこと。ここでいう「消費設備」とは、法第2条第5項に基づく「液化石油ガスに係る消費のための設備」であり、液化石油ガスに係る消費とは関係のない空調等の設備の設置等の費用は、液化石油ガス料金等を含めて請求してはならない。

6. 第15号の9のただし書きにある「消費設備の貸与に係る費用の負担方法について合意がある場合」とは、規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目についての内容の説明」で明記した上で、主にガス漏れ警報器の貸与料金を液化石油ガス料金等を含めて請求する場合等が該当する。

消費者等に通知することとされているが、ここでいう算定根拠には、法第14条に基づき当該一般消費者等に交付した書面に記載されている規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目」ごとの金額及び液化石油ガスの使用量並びに同条第8号に定める消費設備に係る費用の額を記載すること。

一般消費者等に対する算定根拠の通知は、当該一般消費者等に液化石油ガスの供給に係る料金等を請求することと通知する必要がある。

また、一般消費者等に算定根拠を通知する方法については、原則として請求書の書面に記載して通知することとするが、一般消費者等が書面以外の方法により通知することを承諾した場合には、当該承諾した方法（口頭による通知を除く）により通知することとする。なお、一般消費者等が書面以外の方法により通知することを承諾した場合には、液化石油ガス販売事業者は、その旨を記載した書面に当該一般消費者等の認印を貰う等、客観的に認識できる方法により確認を行うことが必要である。

[新設]

[新設]

<p>7. <u>第15号の10</u>中「解除の申し出」とは、一般消費者等（契約の当事者）から、契約の当事者である液化石油ガス販売事業者に対してなされる、契約を解除する旨の明確な伝達のこと。この規定は、本来、供給設備の撤去は、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者が行うべきものであり、撤去のための準備期間が必要であることから、解除の申し出があつてから相当期間を経過しないうちに、他の液化石油ガス販売事業者が供給設備を撤去することを禁止するものである。</p> <p>「相当期間」については、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者の業務状況や一般消費者等との間の液化石油ガス料金等の精算手続のために必要な期間等を総合的に勘案し、原則として一週間を基準とする。ただし、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、<u>第16号のただし書に定める事項に該当する事由がある場合には、第15号の10中の「相当期間」は、上記基準にかかわらず、設置されている供給設備の規模や設置状況、一般消費者等による料金の精算状況等を総合的に勘案して個別に判断することとなる</u>。したがって、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、<u>第16号のただし書に定める事項に該当する事由が解消していないにもかかわらず、他の液化石油ガス販売事業者が自らの判断により供給設備を一方的に撤去した場合</u>には、<u>第15号の10の規定に違反することになる</u>。</p> <p>なお、自らの判断により相当期間を経過したことをもって、他の液化石油ガス販売事業者が供給設備を一方的に撤去した場合には、供給設備を所有する事業者との間で、契約の解除を申し出た一般消費者等を巻き込んだトラブルに発展することがあり得ることから、こうした事態を避けるため、供給設備の撤去については、液化石油ガス販売事業者間で事前に十分な調整を行うことが必要である。</p>	<p>3. <u>第15号の3</u>中「解除の申し出」とは、一般消費者等（契約の当事者）から、契約の当事者である液化石油ガス販売事業者に対してなされる、契約を解除する旨の明確な伝達のこと。この規定は、本来、供給設備の撤去は、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者が行うべきものであり、撤去のための準備期間が必要であることから、解除の申し出があつてから相当期間を経過しないうちに、他の液化石油ガス販売事業者が供給設備を撤去することを禁止するものである。</p> <p>「相当期間」については、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者の業務状況や一般消費者等との間の液化石油ガス料金等の精算手続のために必要な期間等を総合的に勘案し、原則として一週間を基準とする。ただし、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、<u>第16号のただし書に定める事項に該当する事由がある場合には、第15号の3中の「相当期間」は、上記基準にかかわらず、設置されている供給設備の規模や設置状況、一般消費者等による料金の精算状況等を総合的に勘案して個別に判断することとなる</u>。したがって、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、<u>第16号のただし書に定める事項に該当する事由が解消していないにもかかわらず、他の液化石油ガス販売事業者が自らの判断により供給設備を一方的に撤去した場合</u>には、<u>第15号の3の規定に違反することになる</u>。</p> <p>なお、自らの判断により相当期間を経過したことをもって、他の液化石油ガス販売事業者が供給設備を一方的に撤去した場合には、供給設備を所有する事業者との間で、契約の解除を申し出た一般消費者等を巻き込んだトラブルに発展することがあり得ることから、こうした事態を避けるため、供給設備の撤去については、液化石油ガス販売事業者間で事前に十分な調整を行うことが必要である。</p>
<p>8.、<u>9.</u> [略]</p>	<p>4.、<u>5.</u> [略]</p>

取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針

2024年3月28日

ＬＰガス業界において多年にわたり問題とされてきた商慣行について、その是正・改革による取引の適正化・料金の透明化を図るべく、液化石油ガス法に基づく規制が導入されることを受け、個々のＬＰガス販売事業者は、それぞれがこれを重く受け止めて、取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針を以下の基本原則等に則して策定の上、これを公表して対外的にコミットメント（公約）し、ＬＰガスが引き続き顧客から選択されるエネルギーであるために尽力すべきである。

<基本原則>

1. 顧客との信頼関係構築

ＬＰガスが、国民生活や産業活動に不可欠な基幹エネルギーであることを十分に認識した上で、ＬＰガス販売事業者は、自ら販売するＬＰガスの保安の確保や供給の安定とともに、取引の適正化・料金の透明化を図り、これにより顧客との信頼関係を構築すべきである。

2. 顧客以外の関係者との信頼関係構築

ＬＰガス販売事業者は、上記1のＬＰガスの顧客との信頼関係を構築する上で不可欠となる自らの従業員のほか、直接顧客との接点はない取引先等自らの事業に係る商流や物流に関する全ての関係者との信頼関係を構築すべきである。

3. 社会への貢献

ＬＰガスの社会経済的重要性に鑑み、ＬＰガス販売事業者は、自らの事業の維持・発展を図るとともに、それが社会への貢献となるように事業運営をすべきである。すなわち、自らの事業が社会によって支えられていることでサステナブル（持続可能）な存在であり続けることを認識した上で、自らも社会への貢献を念頭に活動すべきである。

第1章 顧客との信頼関係構築（基本原則1）

1-1 法令の遵守

LPガス販売事業者は、液化石油ガス法（以下、液石法という。）に基づく登録を受けて事業を行っている存在であり、液石法に規定される事業者に対する保安・取引に係る各種規制については、遵守する必要がある。

しかし、長年にわたる商慣行が顧客である消費者の信頼を損なう場合が多々あったことから、このほど商慣行是正により取引の適正化・料金の透明化を図るため液石法において新たな規制が導入されることとなった。

LPガス販売事業者は、こうした背景を重く受け止め、改めて法令遵守すべきことを確認すべきである。

特に、2024年4月に公布される液石法関係改正省令による以下の3点の規制については留意して、遵守すべきである。

- ① 過大な営業行為の制限
- ② 三部料金制の徹底
- ③ LPガス料金等の情報提供

1-2 法令の遵守を担保する体制整備

LPガス販売事業者は、1-1にある法令の遵守を履行するため、経営トップはもとより組織の構成員全員、さらには、委託等を行う協力会社等の構成員に至るまで法令遵守を認識・徹底すべきである。

特に、顧客である消費者と直接に接する全ての組織の構成員等に対しては法令遵守の必要性を確実に認識させるべきである。

このため、LPガス販売事業者は、法令遵守に向けた組織構成員向けの研修を定期的実施するとともに、法令遵守に反する又はそのおそれのある行為がないか監察するための内部統制機能を発揮させる体制を整備すべきである。

1-3 法令遵守に向けた顧客との関係性構築

LPガス販売事業者の法令遵守徹底を確保するため、顧客である消費者に対して自社が法令遵守を徹底することを十分に説明するとともに、消費者からの意見等を受け入れ・吸い上げ、それに対して速やかに応答するなど消費者が自社との取引に満足するような良好な関係性構築を図るべきである。

第2章 顧客以外の関係者との信頼関係構築（基本原則2）

2-1 事業運営の理念・ビジョンの共有

LPガス販売事業者が事業運営を行う上で、顧客以外にも従業員はもとより取引先等全ての関係者に対して、自らの事業運営の理念・ビジョンを明示して共有を図り、信頼関係構築の基盤を整備すべきである。

2-2 法令遵守の周知

2-1における事業運営の理念・ビジョンの共有を図った上で、LPガス販売事業者が液石法の規制の下で事業運営が可能であることを従業員はもとより、取引先等関係者の理解・認識を十分得て、液石法等関係する法令の遵守を周知すべきである。

第3章 社会への貢献（基本原則3）

3-1 事業運営・ビジョンにおける社会貢献のコミットメント

LPガス販売事業者は、LPガスの販売を通じてより豊かな生活を提供して、自らの事業が社会に受け入れられることによって存立し、かつ将来に向けて存続可能であり、社会への貢献が自らの利益にもなることを認識し、事業運営・ビジョンにおいて社会貢献のコミットメントを行うべきである。

3-2 社会貢献の具体策の策定

LPガス販売事業者は、3-1においての社会貢献のコミットメントを実践するべく、例えば、カーボンニュートラルへの対応や災害時の重要な役割など社会貢献に向けた具体策を策定すべきである。

以上